

令和7年第3回 隠岐広域連合議会定例会 会議録

1. 招集年月日 令和7年9月8日(月)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会(開議) 令和7年9月8日(月) 9時30分宣告
4. 出席議員
 - 1番 川 本 息 生 5番 脇 田 千代志 9番 西 尾 幸太郎
 - 2番 亀 澤 林大朗 6番 石 橋 良 行 10番 石 田 茂 春
 - 3番 松 山 貢 7番 村 尾 茂 樹 14番 仲 吉 正
 - 4番 村 上 一 8番 菊 地 政 文
5. 欠席議員
6. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名
 - 11番 松 本 清 孝 12番 坪 内 涼 二 13番 吉 田 雅 紀

広域連合長	池 田 高世偉	介護保険課長	上 野 俊 之
副広域連合長	大 江 和 彦	隠岐島前病院事務部長	中 尾 清 司
同	坂 栄 一 秀	隠岐病院事務部長	山 崎 章
同	平 木 伴 佳	同 総務課長	原 幸 一
同	曳 野 晃 夫	同 医事経営課長	佐々木 朋 哉
同	川 崎 康 久	診療所事務長	野 津 晶
代表監査委員	吉 田 篤 夫	消防長	田 中 勤
事務局長	齋 賀 光 成	消防総務課長	渡 邊 秀 幸
総務課長	和 田 哲 也		
7. 職務のため出席した事務局職員の氏名
議会事務局長 藤 野 則 子 書記 高 井 美 雪
8. 会議録署名議員
 - 3番 松 山 貢 4番 村 上 一
9. 議事日程 別紙のとおり
10. 議員の異動並びに議席の指定及び変更
(新選出議員) 11番 松 本 清 孝 12番 坪 内 涼 二
11. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
 - (1) 広域連合長提出議案の題目
 - 認定第1号 令和6年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 令和6年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第3号 令和6年度隠岐島前病院事業特別会計決算認定について
 - 認定第4号 令和6年度隠岐病院事業特別会計決算認定について

- 認定第 5 号 令和 6 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 令和 6 年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 令和 6 年度国民健康保険都万診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 令和 6 年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 令和 6 年度布施へき地診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10 号 令和 6 年度久見へき地診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 11 号 令和 6 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 報告第 3 号 令和 6 年度の公営企業に係る資金不足比率の報告について
- 議第 45 号 職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 46 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 47 号 令和 7 年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 議第 48 号 令和 7 年度 介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 49 号 令和 7 年度 隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 50 号 令和 7 年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 51 号 令和 7 年度 国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 52 号 令和 7 年度 国民健康保険五箇診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 53 号 令和 7 年度 国民健康保険都万診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 54 号 令和 7 年度 国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 55 号 令和 7 年度 布施へき地診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 56 号 令和 7 年度 久見へき地診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 57 号 令和 7 年度 消防事業特別会計補正予算（第 2 号）

12. 選挙の経過 なし
13. 議事の経過 次ページ以下会議録参照
14. 常任委員の選任
- (総務消防常任委員会) 松 本 清 孝
- (医療介護常任委員会) 坪 内 涼 二
15. 議会運営委員の選任 なし
16. 傍聴者 3 名

議事の経過

○議長（仲吉 正）

皆様、おはようございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和7年第3回議会定例会を招集されましたところであります。9月に入りましても、まだまだ暑い日が続いておりますが、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

去る6月20日に海士町議会におきまして、隠岐広域連合議会議員の選挙が実施され、松本清孝議員が新たに選出されました。

また、6月24日に島根県議会におきまして、隠岐広域連合議会議員の選挙が実施され、坪内涼二議員が新たに選出されました。

議員の皆様におかれましては、隠岐広域連合の発展のためご尽力をいただきますとともに、ますますのご活躍をご祈念申し上げる次第でございます。

松本議員におかれましては、本日体調不良により欠席でございます。また、坪内議員、吉田議員におかれましては、用務のため、明日からの出席でございます。

さて、本定例会には、認定案件11件、報告案件1件、条例改正案2件、補正予算案11件を含めた25案件の上程が予定をされております。

議員の皆様のご慎重審議をいただきまして、適切なご決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からご協力をお願い申し上げます、挨拶といたします。

《開 会》 号 鈴

ただいまより令和7年第3回隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、先ほど事務局から報告の通りでございます。

直ちに本日の会議を開きます。

(開議宣告 9時33分)

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1. 議席の指定

日程第1.「議席の指定」を行います。

この度新たに選出されました「松本清孝」議員、「坪内涼二」議員の議席は、隠岐広域連合議会会議規則第4条第2項の規定によりまして、議長において指名することになっておりますので、「松本清孝」議員の議席は11番、「坪内涼二」議員の議席は12番を指定させていただきます。

日程第2. 会議録署名議員の指名

日程第2.「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、3番「松山貢」議員、4番「村上一」議員を指名いたします。

日程第3. 会期の決定

日程第 3.「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 9 月 8 日から 9 月 9 日の 2 日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日 9 月 8 日から 9 月 9 日の 2 日間と決定いたしました。

日程第 4. 常任委員の選任

日程第 4.「常任委員の選任」を議題といたします。

この度新たに選出されました、「11 番・松本清孝」議員、「12 番・坪内涼二」議員の常任委員の選任については、隠岐広域連合議会委員会条例第 5 条第 4 項の規定によりまして、お手元に配付いたしました、別紙 1 のとおり、松本議員を「総務消防常任委員」に、坪内議員を「医療介護常任委員」にそれぞれ指名をいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、常任委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

日程第 5. 諸般の報告

日程第 5.「諸般の報告」をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布いたしました、別紙 2「諸般の報告書」を参照願います。

日程第 6. 議案上程

日程第 6.「議案上程」の件を議題といたします。

認定第 1 号「令和 6 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、議第 57 号「令和 7 年度消防事業特別会計補正予算（第 2 号）までの 25 案件を一括して議題といたします。

只今議題となりました、25 案件につきまして、提出者から提案理由の説明を求めます。

○番外（池田広域連合長）

令和 7 年第 3 回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたり、提案理由を申し上げます前に、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第 3 回議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

はじめに、島根県議会から選出いただいております「須山隆」議員、海士町議会から選出いただいております「古濱正之」議員が辞職され、新たに島根県議会から「坪内涼二」議員、

海士町議会から「松本清孝」議員を選出いただきました。

新たに選出された議員各位におかれましては、今後、益々のご活躍をご祈念申し上げますとともに、隠岐広域連合事業の円滑な推進に格別のご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、隠岐汽船株式会社の船員不足による隠岐航路の減便対応につきましては、島民生活をはじめ島内の産業活動に大きな影響を及ぼしていることから、隠岐広域連合においては積極的な人員確保対策について隠岐汽船株式会社をはじめ、関係団体と協議を重ねた結果、8月1日に隠岐汽船株式会社と「フェリー3隻・超高速船1隻体制の通年運航に向けた人材確保に係る確認書」の調印式を行ったところであり、人材確保対策を強力かつ迅速に進めているところであります。

隠岐圏域における島民の皆様の安全、安心の生活基盤の整備を図るべく関係機関と連携して取り組みを進めて参る所存でございますので、議員各位におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本定例会提案の諸議案につきまして慎重審議をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

それでは、認定第1号「令和6年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から認定第11号「令和6年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。令和6年度の各会計の決算審査については、監査委員の審査が終了いたしましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の「意見書」を付けて、議会の認定に付するものであります。

それでは、認定第1号「令和6年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、24億3,618万4,739円で、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金のほか、仁万の里派遣職員人件費負担金等の諸収入が主なものであります。

歳出総額は、24億3,054万3,630円となり、総務費においては、人件費、新船建造費、超高速船「レインボージェット」及び仁万の里指定管理料、民生費においては、低所得者介護保険料軽減事業費、公債費においては、仁万の里施設整備費償還金が主なものであります。

従いまして、歳入歳出差引残高は、564万1,109円であります。

次に認定第2号「令和6年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、34億8,483万6,081円で、保険料、分担金及び負担金、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰越金が主なものであります。保険料は、第1号被保険者の保険料で、5億8,645万4,360円の収入となり、決算時点での現年度分収納率は99.9%となっております。また、支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料で、8億2,672万2,000円となっております。

続きまして、歳出総額は、33億2,993万8,674円で、そのほとんどが保険給付費の28億

8,030 万 8,911 円であり、前年度給付額に対して 0.9%の減少となっております。

従いまして、歳入歳出差引残額は 1 億 5,489 万 7,407 円であります。

次に認定第 3 号「令和 6 年度隠岐島前病院事業特別会計決算認定について」ご説明申し上げます。

収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

病院事業収益は、予算額に対し 834 万 7,434 円の増収となり、9 億 8,757 万 9,434 円、病院事業費用は、10 億 5,630 万 9,630 円の決算となり、収支差引 6,873 万 196 円の純損失となる決算であります。

資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的支出につきましては、1 億 872 万 2,153 円の決算となっており、建設改良費、企業債償還金及び投資であります。建設改良費の内容は、施設整備として職員宿舍建設設計業務及び自家発電機設備工事等を実施したほか、医療機器等 9 品目、車両 2 台を整備いたしました。

これらの財源は、企業債、構成団体からの出資金等で 7,640 万 2,380 円となっており、収支差引 3,231 万 9,773 円については、隠岐島前病院整備基金の取崩及び過年度分損益勘定留保資金にて補てんを行うものであります。

損益計算書についてご説明いたします。

医業損失は、4 億 3,234 万 6,088 円となり、医業外利益を合わせた経常利益は、836 万 2,623 円となりました。また、過年度診療報酬の返還により、特別損失 7,709 万 2,819 円を計上しております。

従いまして、令和 6 年度の決算は 6,873 万 196 円の純損失となり、当年度未処理欠損金として 5 億 6,584 万 1,408 円を計上することとなりました。

次に認定第 4 号「令和 6 年度隠岐病院事業特別会計決算認定について」ご説明申し上げます。

収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

病院事業収益は、予算額に対し 1,272 万 7,974 円の増収となり、36 億 8,095 万 2,974 円、病院事業費用は、38 億 3,960 万 5,231 円の決算となり、収支差引 1 億 5,865 万 2,257 円の純損失となる決算であります。

資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的支出につきましては、7 億 6 万 1,680 円の決算となっており、建設改良費、企業債償還金及び投資であります。建設改良費の内容は、院内照明設備 L E D 化工事、訪問看護ステーション事務所改修工事等の施設整備、出退勤管理システム、電子カルテシステムの外、医療機器 27 品目を整備いたしました。

これらの財源は企業債、補助金及び構成団体からの出資金等で 6 億 7,259 万 2,000 円となっており、収支差引 2,746 万 9,680 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金にて補てんを行うものであります。

損益計算書についてご説明いたします。

医業損失は、13 億 429 万 1,191 円となり、医業外利益、訪問看護事業利益を合わせた経常損失は、6,215 万 7,107 円となりました。また、令和 5 年度決算に基づく、構成団体負担金の精算等により、特別損失 9,649 万 5,150 円を計上しております。

従いまして、令和 6 年度の決算は 1 億 5,865 万 2,257 円の純損失となり、当年度未処理欠損金として 44 億 7,601 万 4,215 円を計上することとなりました。

それでは、認定第 5 号「令和 6 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、1 億 834 万 6,270 円で、診療収入、分担金及び負担金、諸収入が主なものであります。

歳出総額は、8,829 万 149 円で総務費においては、人件費及び派遣職員負担金、医業費においては、薬品費が主なものであります。

翌年度に繰り越す事業といたしまして、新中村複合施設の複合施設移転費及び備品購入費が 1,933 万 5,000 円となっております。

従いまして、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、2,005 万 6,121 円となり、形式収支から令和 7 年度への繰越事業である新中村複合施設の複合施設移転費及び備品購入費充当する財源 1,933 万 5,000 円を差し引いた実質収支は、72 万 1,121 円であります。

それでは、認定第 6 号「令和 6 年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、1 億 3,825 万 7,498 円で、診療収入、分担金及び負担金、諸収入が主なものであります。

歳出総額は、1 億 2,364 万 3,347 円で総務費においては、人件費及び派遣職員負担金、医業費においては、薬品費が主なものであります。

従いまして、歳入歳出差引残額は 1,461 万 4,151 円であります。

それでは、認定第 7 号「令和 6 年度国民健康保険都万診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、1 億 4,284 万 7,631 円で、診療収入、分担金及び負担金が主なものであります。

歳出総額は、1 億 2,402 万 4,702 円で総務費においては、人件費及び派遣職員負担金、医業費においては、薬品費が主なものであります。

従いまして、歳入歳出差引残額は 1,882 万 2,929 円であります。

それでは、認定第 8 号「令和 6 年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、7,241 万 2,379 円で、診療収入、分担金及び負担金が主なものであります。

歳出総額は、6,015 万 1,187 円で総務費においては、人件費及び派遣職員負担金、医業費においては、診療材料費及び歯科技工委託料が主なものであります。

従いまして、歳入歳出差引残額は 1,226 万 1,192 円であります。

それでは、認定第 9 号「令和 6 年度布施へき地診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、3,692 万 8,400 円で、診療収入、分担金及び負担金が主なものであります。

歳出総額は、3,644 万 5,655 円で総務費においては、派遣職員負担金、医業費においては、薬品費が主なものであります。

従いまして、歳入歳出差引残額は 48 万 2,745 円であります。

それでは、認定第 10 号「令和 6 年度久見へき地診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、766 万 3,925 円で、診療収入、分担金及び負担金及び県支出金が主なものであります。

歳出総額は、745 万 5,490 円で総務費においては、派遣職員負担金、医業費においては、電子カルテ保守料及び薬品費が主なものであります。

従いまして、歳入歳出差引残額は 20 万 8,435 円であります。

次に認定第 11 号「令和 6 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、15 億 1,347 万 3,281 円で、分担金及び負担金、繰越金、諸収入が主なものであります。

歳出総額は、14 億 9,718 万 2,461 円で総務費において、人件費、はしご車オーバーホール委託料、L G W A N 接続環境構築事業に伴う工事費及び除細動器購入が主なものであります。

事業費においては、島前分署及び海士出張所の施設整備費、通信指令システム及びデジタル無線システム機器更新が主なものであります。

翌年度に繰り越す事業といたしまして、島前分署、海士出張所施設整備費の用地造成工事・監理業務が 1 億 6,159 万 9,000 円となっております。

従いまして、歳入歳出差引残額は 1,629 万 820 円であります。

次に、報告第 3 号「令和 6 年度の公営企業に係る資金不足比率の報告について」ご説明申し上げます。

隠岐島前病院事業特別会計及び隠岐病院事業特別会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の審査が終了いたしましたので、監査委員の「意見書」をつけて議会に報告をするものであります。

次に、議第 45 号「職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、人事院によるこの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置との権衡を踏まえ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を講じるため、所要の改正を行うものであります。

施行期日は、介護両立支援制度に係る改正は公布の日から、出生時両立支援制度及び育児期両立支援制度に係る改正は令和 7 年 10 月 1 日とし、3 歳に満たない子を養育する職員に対しては、施行期日前から措置を講ずることができる経過措置を設けるものであります。

次に、議第 46 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

部分休業の改正を内容とする「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業の取得形態に「1 年につき 10 日相当の範囲内」の形態を加える等、所要の改正を行うものであります。

施行期日は、令和 7 年 10 月 1 日からとし、令和 7 年度中に取得する第 2 号部分休業については、5 日相当を超えない範囲とする経過措置を設けるものであります。

次に、議第 47 号「令和 7 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、会計年度任用職員の雇用に伴う人件費の増、超高速船「レインボージェット」の指定管理料及び仁万の里の指定管理料について前年度精算に伴う委託料の増減、前年度繰越金の確定に伴う構成団体負担金返還金の増が主なものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金の増と繰越金の増が主なものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 2,172 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 27 億 7,200 万 9,000 円とするものであります。

次に、議第 48 号「令和 7 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、保険給付費において、事業所の指定区分変更に伴い給付科目を増減し、前年度繰越金の確定に伴い基金積立金を増額し、諸支出金において、国・県及び町村への返還金を増額するものであります。

歳入につきましては、財産収入、繰越金を増額し、繰入金を減額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 1 億 5,242 万 6,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 36 億 4,509 万 2,000 円とするものであります。

次に、議第 49 号「令和 7 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

補正予算第 2 条は、収益的収入及び支出を補正するもので、医業費用は、薬剤師の産育休代替として確保する派遣薬剤師の委託費用として委託料を増額し、特別損失は、過年度診療報酬返還金の未返還分を計上するものであります。

次に、議第 50 号「令和 7 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

補正予算第 2 条は、収益的収入及び支出を補正するもので、医業費用は、受注業者の人件費高騰に伴う給食管理業務委託料の増により委託料を増額するもので、訪問看護事業費用は、職

員増による携帯電話の増に伴い通信運搬費を増額するものであります。

補正予算第3条は、資本的収入及び支出を補正するものであり、建設改良費は、訪問看護用軽自動車の購入に伴い有形固定資産購入費を増額するものであります。

資本的収入は、訪問看護用軽自動車の購入財源として企業債及び出資金を増額するものであります。

補正予算第4条は、今回の補正に伴い企業債の金額を改めるものであります。

次に、議第51号「令和7年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、旧中村診療所の残置物処理に伴い委託料を増額し、前年度繰越金の確定により償還金を増額するもので、医業費においては、県補助金内示額の減額に伴い、財源を組み替えるものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、繰越金を増額し、県支出金を減額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ167万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億2,280万5,000円とするものであります。

次に、議第52号「令和7年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、前年度繰越金の確定により償還金を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、繰越金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ1,461万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億5,157万5,000円とするものであります。

次に、議第53号「令和7年度国民健康保険都万診療所事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、前年度繰越金の確定により償還金を増額するもので、医業費においては、医療機器の修繕に伴い需用費を増額し、県補助金内示額の減額に伴い財源を組み替えるものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、繰越金を増額し、県支出金を減額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ1,921万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億9,317万8,000円とするものであります。

次に、議第54号「令和7年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、診療体制の拡充に伴い人件費及び委託料を増額し、前年度繰越金の確定により償還金を増額するもので、医業費においては、備品購入費を増額す

るものであります。

歳入につきましては、診療収入、分担金及び負担金及び繰越金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 1,906 万 2,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 8,251 万 3,000 円とするものであります。

次に、議第 55 号「令和 7 年度布施へき地診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、前年度繰越金の確定により償還金を増額するもので、医業費においては、県補助金内示額の減額に伴い、財源を組み替えるものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、繰越金を増額し、県支出金を減額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 48 万 3,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 4,237 万 6,000 円とするものであります。

次に、議第 56 号「令和 7 年度久見へき地診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、前年度繰越金の確定により償還金を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、繰越金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 20 万 9,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 934 万 6,000 円とするものであります。

次に、議第 57 号「令和 7 年度消防事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、宿舍浴槽改修に伴い工事請負費を増額し、プロジェクター更新に伴い備品購入費を増額し、前年度繰越金の確定により償還金を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、繰越金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 1,770 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を 22 億 124 万円とするものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（仲吉 正）

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第 7. 監査委員報告

日程第 7.「令和 6 年度各会計決算審査報告」及び「令和 6 年度の公営企業に係る資金不足比率の報告」についてを行います。吉田代表監査委員から令和 6 年度各会計決算審査報告及び令和 6 年度の公営企業に係る資金不足比率の報告をお願いいたします。

○番外（吉田代表監査委員）

おはようございます。監査委員の吉田です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和6年度各会計決算及び各基金の運用状況並びに令和6年度の公営企業に係る資金不足比率の審査についてご報告いたします。

はじめに、令和6年度普通会計及び公営企業会計の決算審査を実施いたしましたので、その結果及び意見についてご報告いたします。

決算審査は、令和7年7月22日から7月28日の5日間をかけて、広域連合長から提出された、令和6年度の11会計の決算と基金の運用状況について、地方自治法第199条、及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、各会計歳入歳出決算、及び証拠書類、その他政令で定める書類、並びに地方自治法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について審査をいたしました。

審査の手続きといたしまして、一般会計、介護保険事業特別会計、消防事業特別会計、国民健康保険診療所及びへき地診療所事業特別会計、各基金の運用状況を示す書類につきましては、各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手続きを実施いたしました。

また、隠岐島前病院事業特別会計、隠岐病院事業特別会計につきましては、各決算書類及び決算附属資料について、法令及び会計規定は遵守されているか、会計記録について、真实性の原則が守られているか、資本取引と損益取引は明確に区分されているか、明瞭性の原則が守られているか、会計処理の基準及び手続きについて、継続性が守られているかなどに主眼を置き、関係諸帳簿、及び証拠書類の照合等、通常実施すべき審査の手続きを実施いたしました。

審査の結果につきましては、審査に付された一般会計特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、誤りのないものと認めました。

隠岐島前病院事業特別会計、隠岐病院事業特別会計はともに審査に付された決算書類、決算附属書類は法令に定められたすべての書類が具備されており、正規の簿記の原則に基づき、会計帳簿が作成されており、決算書類の計数は正常であり、関係諸帳簿と一致しておりました。貸借対照表の年度末現在の財政状況においても適正に表示しておりました。

次に、決算審査において指摘した事項について申し上げます。

全体としては、令和6年度から、隠岐病院と隠岐の島町立診療所の一元化により、6つの診療所の運営が広域連合へ移管となりました。そのため、伝票処理に時間を要するようになっており、電子決裁等でできる限り迅速に処理できるよう検討することと、診療所の窓口で預かる

現金の指定金融機関への移送、預け入れなど、現金を扱う業務については、間違いのないよう、適正に処理するようにお願いいたしました。

また、介護保険料や医療費の未納対策については、訪問徴収の強化や法的措置を実施するなど、効果が見られました。特に介護保険の現年度保険料収入が、今までにない高い収納状況でありました。現年度分の未納額が少なくなると、滞納額の削減に繋がりますので、引き続き取り組みの強化をお願いいたしました。

そのほかの指摘事項につきましては、指摘事項一覧の通りでございます。

以上で令和 6 年度各会計の決算審査の報告といたします。

次に、公営企業に係る資金不足比率についてご報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に係る法律の規定により、令和 6 年度の公営企業に係る資金不足比率の審査を実施いたしましたので報告いたします。

広域連合長から提出された、隠岐島前病院及び隠岐病院の資金不足比率については、財政指標の計算数値の適正化について、損益計算書、貸借対照表と数値照合を行い、両病院とも資金不足はないものと認められました。

以上をもちまして、令和 6 年度の決算審査及び公営企業に係る資金不足比率についての報告を終わります。

○議長（仲吉 正）

以上で、令和 6 年度各会計決算審査報告及び令和 6 年度の公営企業に係る資金不足比率の報告について終わります。

ここで 10 分間休憩といたします。

なお、吉田代表監査委員様には、ここで退席をお願いいたします。

どうもありがとうございました。

（本会議休憩宣告 10 時 25 分）

会議を再開いたします。

（本会議再開宣告 10 時 35 分）

日程第 8. 質疑

日程第 8. これより「質疑」を行います。

認定第 1 号「令和 6 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第 11 号「令和 6 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」までは、後ほど各常任委員会に付託をいたしますので、まず、認定案件以外の 13 案件について質疑を行います。

最初に、議第 45 号「職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、議第 45 号の質疑を終わります。

次に、議第 46 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で、議第 46 号の質疑を終わります。

次に、議第 47 号「令和 7 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で、議第 47 号の質疑を終わります。

次に、議第 48 号「令和 7 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で、議第 48 号の質疑を終わります。

次に、議第 49 号「令和 7 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 1 号）」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で、議第 49 号の質疑を終わります。

次に、議第 50 号「令和 7 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 2 号）」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑はないようですので、議第 50 号の質疑を終わります。

次に、議第 51 号「令和 7 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）」について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、議第 51 号の質疑を終わります。

次に、議第 52 号「令和 7 年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、議第 52 号の質疑を終わります。

次に、議第 53 号「令和 7 年度国民健康保険都万診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）」に

ついて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第 53 号の質疑を終わります。

次に、議第 54 号「令和 7 年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、議第 54 号の質疑を終わります。

次に、議第 55 号「令和 7 年度布施へき地診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）」について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、議第 55 号の質疑を終わります。

次に、議第 56 号「令和 7 年度久見へき地診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、以上で議第 56 号の質疑を終わります。

次に、議第 57 号「令和 7 年度消防事業特別会計補正予算（第 2 号）」について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。議第 57 号の質疑を終わります。

ここで、認定第 1 号「令和 6 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第 11 号「令和 6 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの、各決算認定について、各常任委員会に付託する前に、所管の委員会以外の議員からの質疑の時間を設けたいと思います。

最初に総務消防常任委員会所管案件について質疑を行います。

認定第 1 号「令和 6 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」、総務消防常任委員会以外の議員の質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、認定第 1 号の質疑を終わります。

次に、認定第 11 号「令和 6 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」、総務消防常任委員会以外の議員の質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑はないようですので、認定第 11 号の質疑を終わります。

次に、医療介護常任委員会所管の案件について質疑を行います。

認定第2号「令和6年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、医療介護常任委員会以外の議員の質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、認定第2号の質疑を終わります。

次に、認定第3号「令和6年度隠岐島前病院事業特別会計決算認定について」、医療介護常任委員会以外の議員の質疑はございませんか。

○4番(村上 一)

認定第3号から、実は認定第10号までに関わる質問なんですけども、島前病院が一番最初にありますので、質問をしました。というのは、先ほどの連合長の説明を聞いておりますと、認定第3号の島前病院の会計決算と、第4号の隠岐病院の会計決算は、結局は赤字というか、資金が足りないという報告だったと思いますが、第4号から第10号までの診療所については、黒字になっているというふうに聞きました。

このところもう少し、詳しく教えて欲しいなと思ったので質問します。というのは、大型の病院で非常に大事な役割を果たしている島前病院と隠岐病院は、なかなか経営的に厳しい状況と、ただ診療所については、非常に経営はうまくいってるというふうに判断すればいいのかどうなのか、ちょっと大ざっぱな質問で申し訳ないんですけども、会計の処理上のことですが、どういうふうに、判断したらいいだろうかということをお願いしたいと思います。以上です。

○番外(齋賀事務局長)

それではお答えをさせていただきます。

まず、隠岐島前病院事業特別会計と隠岐病院事業特別会計につきましては、企業会計という会計の仕組みでございます。従いまして、収支決算上赤字になっておりますが、例えば現金ベースで考えますと、収支プラマイゼロ、どちらかというところプラスという決算になっております。

これ減価償却費であったり、資産減耗費といった現金の支出を伴わない経費が計上できる、民間の商店とかそういったところで考えるとご理解をいただけるかなというふうに思うんですが、そういった会計の仕組みになってございますので、決算書上赤字という決算で報告をさせていただいています。一方診療所会計につきましては、普通会計ということございまして、基本的に歳入予算のない、歳出の執行ができない状況になってございます。従いまして、歳出に伴う金額についてはすべて歳入計上しますので、その部分で収支、赤字ということが発生しないような会計の仕組みということでご理解をいただけたらというふうに思いますが、もう少し詳しくということであれば、また個別に説明をさせていただきたいと思いますが。

○4番(村上 一)

何となくわかりましたけど、ということは、あんまり島前病院も隠岐病院も、それから診療所もそんなに財政的に心配することはないということでしょうか。

○番外(齋賀事務局長)

はい。経営をしていくための財源というものは構成団体負担金で賄っていただいております

ので、運営上、現時点では支障はないという状況でございます。

○4番（村上 一）

はい。ありがとうございます。

○議長（仲吉 正）

他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で認定第3号の質疑を終わります。

次に、認定第4号「令和6年度隠岐病院事業特別会計決算認定について」、医療介護常任委員会以外の議員の質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、認定第4号の質疑を終わります。

次に、認定第5号「令和6年度国民健康保険中村診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」、医療介護常任委員会以外の議員の質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、認定第5号の質疑を終わります。

次に、認定第6号「令和6年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」、医療介護常任委員会以外の議員の質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑はないようですので、認定第6号の質疑を終わります。

次に、認定第7号「令和6年度国民健康保険都万診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」、医療介護常任委員会以外の議員の質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、認定第7号の質疑を終わります。

次に、認定第8号「令和6年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」、医療介護常任委員会以外の議員の質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、認定第8号の質疑を終わります。

次に、認定第9号「令和6年度布施へき地診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」、医療介護常任委員会以外の議員の質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑はないようですので、認定第9号の質疑を終わります。

次に、認定第10号「令和6年度久見へき地診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」、医療介護常任委員会以外の議員の質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑はないようですので、認定第 10 号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

日程第 9. 議案の委員会付託

日程第 9. 「議案の委員会付託」の件について、議題といたします。

本日提出されました議案の、認定第 1 号「令和 6 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 11 号「令和 6 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの 11 案件を常任委員会の審査にすることを議題といたします。

お諮りをいたします。

本案は、お手元に配付いたしました、別紙 3「常任委員会議案付託一覧表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、認定第 1 号から認定第 11 号までの 11 案件は、「常任委員会議案付託一覧表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定をいたします。

日程第 10. 一般質問

日程第 10.これより「一般質問」を行います。

一般質問は、お手元に配付の別紙 4「通告一覧表」のとおりでございます。

質問時間は答弁を除き 30 分以内とし、質問は再々質問までとなっておりますので、議員の皆様、執行部におかれましては、ご協力をお願いいたします。

なお、再質問につきましては、答弁の方で答弁漏れがあったり、疑義があった時にのみ再質問をお願いしたいと思います。

それでは、発言を許します。4 番・村上一議員。

○4 番 (村上 一)

皆さんおはようございます。村上一でございます。

今日は、隠岐の今後の医療体制について一般質問をいたします。

隠岐広域連合は、隠岐病院と隠岐島前病院の設置、管理及び運営に関する事務と隠岐の島町に所在する診療所の設置、管理及び運営に関する事務事業を行っており、隠岐島民の命と健康を守る大切な仕事をしています。

私は広域連合議員になってから、隠岐の医療に関する取り組み、三つに参加しました。

一つは、7 月 5 日に行われた「隠岐の島のお産を考えるシンポジウム」、もう一つは、同じ日の夜に行われた「民謡公演がんと戦いがんと生きる希望を持って」、そして三つ目は、7 月 12 日に行われた、「地域医療を守り育てる住民活動 in 隠岐」でした。さらに、昨日 9 月 7 日行われました、「隠岐フェス 2025」フィールド学習の学び発表にも参加しました。

いずれも困難な中で頑張っている個人、地域のグループ、医療従事者のことがよくわかる取り組みであり、また隠岐の医療従事者を増やすための本当に大切な取り組みだなというふうに思いました。そして同時に、これからの隠岐の医療体制をどうするのか考えさせられる取り組みでもありました。

隠岐広域連合では、今年度、「隠岐広域連合立隠岐病院のあり方検討委員会」を立ち上げ、隠岐の島町における持続可能な医療体制の構築を図ろうとしています。また、隠岐島前病院の移転新築とあわせて、島前地区の持続可能な医療体制が検討されるものと思います。

そこで執行部には、次の点について見解をお聞きます。

一つ、離島の医療体制を維持発展させるためには、国県の大きな支援が必要だと考えますが、国県への支援要請の現状と課題についてお聞かせください。

二つ目、医療従事者不足を解消する対応についてお聞かせください。

三つ目、これからの隠岐の医療体制について、隠岐の島町だけではなく、島前地区の住民もおそらく不安を感じていると思いますが、今後の見通し、どのように隠岐の医療体制をしていくかという見通しを、住民に知らせる手だてについてお聞かせください。

以上、よろしくお願いします。

○番外（池田広域連合長）

只今の村上議員の一般質問についてお答えいたします。

ご承知のとおり隠岐広域連合は、2次医療圏である隠岐圏域の中核医療機関である隠岐島前病院及び隠岐病院の運営を担っており、令和6年度からは隠岐の島町に所在する診療所についても隠岐の島町から運営を引き継ぎ、限られた医療資源の中で、持続可能な医療提供体制の構築に向け取り組みを進めているところであります。

それでは、1点目の「国、県に対する支援要請について」お答えいたします。

本年6月に開催された全国離島振興協議会通常総会に全国離島振興協議会島根県支部として、特別な財政支援及び医療スタッフの安定的な確保が図れるよう「離島医療の充実と医療スタッフの確保について」の議案を提出し、本年7月には全国離島振興協議会として、「診療所・病院の運営対策について」、「救急医療対策について」、「遠隔医療環境の整備等について」、「産婦人科医師不在離島に在住する妊婦への支援拡充について」、「感染症拡大防止対策の強化等について」などの8項目について国及び離島振興関係国会議員への要望活動を実施したところであります。

離島における医療提供体制の充実は、共通の課題であり、引き続き、他の離島自治体と連携して、国に対して強く要望して参ります。

また、島根県につきましては、自治医を中心とした医師・看護師等の派遣や財政支援に尽力いただいているところでございます。

次に、2点目の「医療従事者不足への対応について」お答えします。

隠岐圏域における医療従事者不足は、近年、医師のみでなく看護職、医療技術職等、全ての

医療職において深刻化してきています。

人員確保対策としてSNS等を活用した情報発信や見学及び体験、短期雇用等の取り組みを行うとともに、現在勤務している職員の離職防止対策として処遇改善の強化などにも取り組んで参りました。

また、隠岐出身や縁のある島根県立大学出雲キャンパスの看護師・助産師を目指している学生や修学資金を貸与している医学生などと、それぞれ年に一度、会食等を通じ交流を深めながら、採用に結び付くような取組みも行っております。

次に、3点目の「医療提供体制に係る住民周知について」お答えします。

議員仰せのとおり、医療提供体制の現状や今後の見通しについて住民の皆様にご理解をいただくことは非常に重要なことであると認識しております。

隠岐病院の在り方検討委員会の検討結果や、隠岐島前病院の移転新築などの重要な情報について、病院及び構成町村機関紙など様々な媒体や機会を活用して情報提供を行うとともに、必要に応じて住民説明会を開催するなど、住民の皆様にご理解をいただくよう取り組んで参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○4番（村上 一）

ありがとうございました。再質問を行います。

①から③まで合わせて行いたいと思います。

まず一つは、国や県に対して、いろいろ要請しているということはよくわかりました。それで、この広域連合も県の議員さんも入っておりますし、県が関わっているということで、非常に大事な組織というか、県も重視してくれているというふうに思っております。島根大学の関耕平教授が、この隠岐広域連合の隠岐病院や島前病院に対する取り組みを非常に評価しておられます。その文章の中に、赤字が出た場合に、県が3分の1を補助するというようなことが、書いておりました。

先ほど質疑でちょっと質問したときに、財政的にそんな心配することはないというふうな答弁でしたけども、今も隠岐病院だとすると、隠岐病院で赤字が出た場合に、県が3分の1を補助するということがやられてるんでしょうかということが一つです。

それから、医師看護師不足に対する取り組みについても、昨日の隠岐フェスを参加しましたら、非常によくこんなに努力しているんだということがわかりました。そして私も議員になって初めていろんなこの医療に対するシンポジウムだとか、参加しまして勉強させてもらってわかったことなんですけど、議員になる前は、いろいろな医師が不足してるだとか、本土に行かなきゃいけないだとかいろんな住民からの声とか私自身も思っておりましたけども、今どのような状況に隠岐はなってるのかっていうことを、わからなかったということがあるんですね。ですから、広域連合としても非常に隠岐病院や島前病院、それから各診療所が頑張っていることを、もっともっと住民に広報するというか、それが大事じゃないかなというふうに思いましたので、その点について、執行部の再答弁というか、求めたいと思います。よろし

くお願いします。

○番外（川崎副広域連合長）

それでは先ほどの村上議員の質問にお答えいたします。

まず県の支援につきましてですが、県も今実際ですね、ちょっとルールとしては難しいところもあるんですが、交付税を除いた実際の赤字っていうことなんですが、ちょっと決算上見えにくい部分もありますが、その3分の1はですね、今も県の支援をいただいているというところでございます。

それから広報等についての取り組みでございますが、現在もですね、いろんな、先ほどもあったシンポジウムとかですね、そういったものもございまして、今後広報誌、或いは例えば隠岐病院でいうと「まめなかの」とかいう広報誌がございまして、そういった媒体、それからホームページ、インスタも隠岐病院、島前病院もやっておりますので、そういったところで、病院の取り組み状況を説明してですね、単に隠岐医療の提供の情報だけではなくてですね、いかに病院が楽しい職場か或いは有意義な職場かというようなところも発信してですね、人材確保にもつなげていくというような取り組みを継続しておりますので、引き続きそういったところは強化していきたいというふうに考えております。以上です。

○4番（村上 一）

ありがとうございました。

私も本当に議員になって初めていろいろ勉強させていただいて、わかったこともあります。先ほどの答弁にもありましたように、努力していることをもっと公表していくということです。私、私も議員として、また町民の皆さんに今こういうふうになってるよということ発信していきたいというふうに思ったところです。どうもありがとうございました。以上で終わります。

○議長（仲吉 正）

以上で、村上一議員の一般質問を終わります。

次に、5番・脇田千代志議員。

○5番（脇田 千代志）

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思います。

質問の要旨は、広域連合長として必ず乗組員数を確保し、便数を回復して、早急に島民の不安を払拭するという決意を改めて力強く示していただきたいということでございます。

隠岐広域連合長は、隠岐汽船の減便体制への対策として、去る8月1日に島根県知事立ち会いのもとに、隠岐汽船と「人材確保に関する確認書」に調印を交わし、連携協働して取り組むということの報告が8月28日の全員協議会でありました。

また、人材確保対策について、隠岐広域連合と4町村、そして隠岐汽船とそれぞれの立場で、今実施すべきことを明確に位置付け、全力で臨まれようとしていることの説明も受けたところでございます。

その上でさらに隠岐広域連合長には、島民、特に産業従事者の危機感を共有していただき、

人材確保と便数の確保に対する決意を改めて示していただきたいと思います。

はじめに、隠岐広域連合例規集の「隠岐航路フェリーおきの設置、及び管理に関する条例」第2条に、「フェリーは隠岐と本土間の海上交通を確保し、住民福祉の向上と産業振興を図るための路線として設置する」となっています。

この2大テーマのうち、産業振興を図るの部分で、減便による産業への影響で1例を挙げれば、本年7月初旬に隠岐4町村でそれぞれ開催された家畜市場があります。インバウンド需要や食材の高騰で全国的にも牛価も上げ基調の中、隠岐4町村の平均価格は、この3月に行われた市場よりもさらに約1万円弱安い価格で終わりました。

市場は毎回約400頭の取引なので、400頭掛ける値上がり部分のお金加わって、本来は各町村に落ちるはずでした。それだけでなく、船に乗せられなくて、係留牛舎で何日も出発待ちをしていた牛の数が、昨年同月は累計で44頭、それが今年は338頭とのことで、いかに長く飼い続けなければならなかったのか、その間のえさ代や人件費の費用は購入者や農家が負担しなければならないとされており、次回以降に大きな不安を残すことになりました。

また価格が下がった要因として、山陰中央新報社の新聞記事で、バイヤーの予定に支障、取引価格下落を危惧として、購入者の輸送事情をあまねく伝えていただいた通り、減便による島からの搬出に支障が生じ、購入頭数が制限されたことが、今回、すぐれた子牛が多かったとの評価にもかかわらず、価格競争が消極的にならざるをえなかった大きな要因と思われます。購入者の皆様には、隠岐を愛していただき、協力的に購入していただいているところですが、これ以上経費がかさみ、割高になってくれば、足が遠のくのは見えています。すなわち、今後購入者が減って、価格競争が衰えること、また出荷待ちに購入者生産農家ともに経費がかかること、その上に、チャーター船ともなれば、莫大な負担が追加されること、これらにより、さらに購入者が減少し、生産の意欲も減退し、新規参入や規模拡大どころではない、悪循環を招いていくことが予想されます。故にフェリー便数の確保は、畜産農家の未来にとっても死活問題であることを、今回の市場で生産者は思い知らされているところでございます。減便による影響は、他にも建築資材が入りにくく、工事にも支障が出るケースがあると聞きますし、観光も滞在期間が長引くことで、あっせん業者に敬遠されているとも耳にいたします。

もちろん私などより、各町村長の皆様には、枚挙にいとまない多くの訴えに対して強く心を痛めておられることと拝察いたします。

冒頭の全員協議会の報告では、隠岐汽船の運輸局申請の締切りまでに、フェリー2便体制が改善できないことを想定して、隠岐4町村の申し入れ事項を踏まえた隠岐汽船の運航ダイヤ案を、検討する予定となっており、いずれの結果になっても、隠岐汽船が島民等利用者に対して丁寧な説明を行うよう要請することと結ばれています。

そこで連合長にお伺いしたいのは、そういった流れの中にあっても、この減便問題は、島民の生活に直結した、まさに喫緊の課題、最大課題であり、あくまで便数回復のための人材確保対策について、さらにスピード感を持って実行していき、島民の切なる願いを早急に考えると

いう決意を改めて、この場において力強く示していただきたいと思います。いかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○番外（池田広域連合長）

只今の脇田議員の一般質問についてお答えいたします。

隠岐汽船の減便に伴う隠岐島の産業振興への影響については、脇田議員が詳細に説明した通りであり、隠岐広域連合及び隠岐4町村においても、隠岐汽船の乗組員を一刻も早く確保し、フェリー3隻・高速船1隻体制を復元したい強い覚悟を持って、現在、様々な協議や対策を検討しているのは、ご承知のとおりだと思います。

また、島根県も隠岐航路の減便については、強い関わりをいただいております、議員報告のとおり、島根県丸山知事立会いのもと、「人材確保に係る確認書」を隠岐汽船と調印したところでございます。

人材確保に係る確認書には、「隠岐島民の生活航路を担う隠岐汽船株式会社のフェリー3隻・高速船1隻体制の通年運航に向けて、隠岐汽船及び隠岐広域連合、隠岐4町村は人材確保に向けて相互に連携協働し、あらゆる手段を講じて人材確保に努める。」と記載しており、隠岐汽船と一緒に「あらゆる手段」を講じ、隠岐島民の切なる願いを叶えるため、強い覚悟と決意を持ち、減便問題に取り組んでおりますし、今後も同様の決意で臨む所存でございます。

議員におかれましても、ご協力とご理解をいただきますようお願いいたします。

○5番（脇田 千代志）

承りました。これは再質問ではございませんので、お聞きいただければと思います。

本日冒頭のご挨拶にもございましたように、強いご決意を賜ったところでもありますので、この質問については不要なご質問となったのではないかと感じておりますけれども、改めてお尋ねをさせていただいたのは、それほど重要な課題であることの危機感を共有していただきかけたからであります。

このままでいけば、隠岐の畜産業は早晩に立ち行かなくなってしまうと思っております。隠岐汽船の利用状況の推移を表したグラフにつきまして、事務局にお世話をいただきまして、本日議長のご了解も得て、廊下にそのグラフを2枚貼らせていただいております。

議員の皆様にもご参考いただけるものと思っておりますので、後程ご覧いただければと思っております。

このグラフには、先輩諸氏のご苦勞によりまして、隠岐汽船の設備の充実に伴って、交流人口が増大してきている様子や、近年では新型コロナによって、極端に減少している様子がよく表されております。しかし、ご注目をいただきたいのは、グラフの2枚目にありますけれども、航送車両数の推移を表したグラフですけれども、交流人口が減少してきている現在におきましても、航送車両数は意外にもですね、増加してきていることが示されています。これはいかなるときでも、生活関連物資や各産業に必要な物資、これらは供給され続けなければならず。

○議長（仲吉 正）

脇田議員、発言の途中ですけど、通告もいただいていない質問でございますので、質問でも意見だと思います。また後程の時間ででも、議員の皆様にご提案いただければいいと思います。が、いかがでしょうか。

○5番（脇田 千代志）

承知いたしました。

それでは外にグラフが張り出してあることだけをお示しさせていただいて、ひとまず私のご質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（仲吉 正）

以上で、脇田千代志議員の一般質問を終わります。

次に3番・松山貢議員。

○3番（松山 貢）

まず、池田連合長はじめ、執行部の皆様と、すべての関係機関の皆さん、そして職員の皆さんの日頃の取り組みに心から敬意を表します。

質問についてはですね、第5次隠岐広域連合広域計画にある隠岐航路の現状と展開についてです。

隠岐広域連合規約において、隠岐航路のフェリー及び高速船の設置、管理及び運営に関する事務がうたわれております。

そこには、第5次隠岐広域連合広域計画においては、現状と課題としての冒頭に、隠岐航路は本土における国道に相当する機能を有し、島民の日常生活を支える生命線であるとともに、観光をはじめ、隠岐圏域の振興を図る上でも不可欠なものとなっているとの認識がはっきりと明文化されております。

こちらですね、質問内容の趣旨はですね、22ページの関係です。

フェリー及び超高速船の基本方針に関すること、現状の課題等々のところ。そして社会情勢含め隠岐諸島を取り巻く現状はますます厳しさを増している中、地域住民の生活の向上と経済振興に寄与するために、隠岐航路振興協議会も設置されております。

さらに現在、減便問題をはじめとする諸問題解決に向け、ワーキンググループが発足され、活動を開始しているとの報告がありました。

しかし、構成メンバーには企画、マーケティング、デザイン関連の専門性を有する識者が不在でした。このことは、昨今の情勢の中で選ばれる航路、そして問題となっております、選ばれる職場へと導かれるべき重要な要素としての、企画性、デザイン性が、そして、専門的立場からの意見が加味されない新造船となってしまう、そういった危険性をはらんでいます。

単に、コンサル的立場のみならず、専門性を高めて成果を期待するために、企画、デザインの専門家の擁立が必要であります。

地域振興、そして最重要とされる観光産業を含めた産業振興に大きく貢献するべく、新造船に大変な期待をするところであります。

新造船を起点とする隠岐諸島の住民生活向上、そして観光産業を最重要位置に据えた「隠岐諸島 観光ルネサンス」を提唱し、見解をお伺いいたします。

○番外（池田広域連合長）

ただいまの松山議員の一般質問についてお答えします。

少し、ご質問の部分で、難しくわからないところがありますが、自分なりの松山議員のご質問に対することについてお答えします。

議員仰せの通り、第5次隠岐広域連合広域計画において、隠岐航路の重要性について明文化し、今後の運営方針として、隠岐圏域の振興に不可欠な隠岐航路の維持向上を図る旨を盛り込んでいるところであります。

そのような中で、指定管理者である隠岐汽船の船員不足による減便は、地域経済に大きな影響を与えており、早期の対策が必要であることから、隠岐汽船、隠岐広域連合、隠岐4町村が連携協働して取り組むことを内容とした「人材確保に関わる確認書」を締結したところであります。

この確認書に基づき、ワーキンググループを設置して、人材確保、離職防止対策について検討を開始しているところであり、各種対策を早期に実施し、1日も早いフェリー3隻、超高速船1隻の通年運航再開に向けて尽力する所存であります。

議員ご指摘の企画、マーケティング、デザイン関連の専門性を有する識者を擁立した、新造船を起点とする住民生活の向上、観光産業を最重要位置に見据えた「隠岐諸島 観光ルネサンス」の提唱についてであります。隠岐広域連合は規約に基づき、事務処理を行っているところであり、隠岐広域連合が中心となって、地域ビジョンを描くものではないと考えております。

新船建造の検討にあたっては、産業振興に大きく貢献するため、構成団体をはじめ、各分野の委員から構成される隠岐航路振興協議会で、幅広くご意見をいただきながら進めてきたところであります。

今後も構成団体や関係機関、住民の皆様のご意見、ご要望を踏まえながら、安全・安心の生活基盤の整備に努めて参る所存でありますので、議員におかれましては、ご協力とご理解をいただきますよう、お願いいたします。

○3番（松山 貢）

ただいまの答弁の中でですね、冒頭の部分と、末分のところで、規約に基づいた取り組みだというふうにおっしゃいました。その包括的な中で、様々な今回の関係機関が新造船に向けて取り組んでいるということですので、産業振興に取り組むという規約中の発展系として今現在、新造船取り組みを新たにしていっていただくということに位置付けられると思います。

私はそれを今おっしゃった答弁が矛盾しているように感じてしまいます。規約上取り組むとおっしゃっておきながら、振興ビジョンとは直接に絡む関係ないというようなことおっしゃってたんで、もう少し説明いただければと思います。

○番外（池田広域連合長）

広域連合が中心に立って振興ビジョンを描くものでないということは、広域計画における産業関係についてと、少し異なった見解じゃないかというご質問でございますが、新造船を建築して、管理運営をしていくのが、事務处理的隠岐広域連合の役割であり、新造船を活用して、観光振興、議員の言われるルネサンスという表現されてますが、観光振興計画を作っていくのは、各町村であり、或いは4か町村のジオ推進機構であると、その、広域連合の規約上の問題をもう一遍考えていただきたいと思います。

○3番（松山 貢）

関係性について理解いたしました。

今、答弁の末文にはですね、議員についても協力、ご理解を賜りたいというようなことも仰っていただきました。

どういった方々に協力していただけるのかというところと、その意見が活発になされて、そしてその意見がどんだけ反映させるかということが、つまり今回の事業について、大きな成果を生むかどうかということになろうかと思います。

そこで、いつどんな形でそういったことについての協力をするができる機会があるのか、もしくはこれから考えていっていただけるのかということについて、今現在お答えできる範囲で聞かせてもらいたいと思います。

○番外（池田広域連合長）

ただいまの質問は、新造船の建造にあたっての話だと思いますが、これ議員各位にもですが、新造船建造にあたって、隠岐航路振興協議会の前に、皆さん方にも何回もご説明して、こういうものを作るというご意見をいただいた中で、今すでに建造に入っておりますので、この根本的なもので建造が変わるという考えはしておりません。

今後のご意見はどういった形の運営か、或いはまた少しまだまだ検討せにゃいけないところがあるかというのは、また今後の建造の中で生じることもありますが、基本的に皆さんにご説明して皆さんのご意見をいただいた新造船の計画で進めているという現状です。

○3番（松山 貢）

取り組みについてはですね、主体がどこにあるかっていうところは、結局一番根本的な問題になろうかと思います。では問題点指摘について主体どこにあるかということと、これから一緒になって取り組んでいきたいという、我々の覚悟も含めてお伝えして質問終わります。

○議長（仲吉 正）

以上で、松山貢議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は終わりました。

本日の議事日程は終了いたしました。

明日、9月9日は10時より本会議を開会いたしますので、よろしくお願いをいたします。本日はこれにて休会といたします。

（散会宣告 11時31分）

令和7年第3回 隠岐広域連合議会定例会 会議録

1. 開会（開議） 令和7年9月9日（火）10時00分宣告

2. 出席議員

1番 川 本 息 生	6番 石 橋 良 行	12番 坪 内 涼 二
2番 亀 澤 林大朗	7番 村 尾 茂 樹	13番 吉 田 雅 紀
3番 松 山 貢	8番 菊 地 政 文	14番 仲 吉 正
4番 村 上 一	9番 西 尾 幸太郎	
5番 脇 田 千代志	10番 石 田 茂 春	

3. 欠席議員

11番 松 本 清 孝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	池 田 高世偉	介護保険課長	上 野 俊 之
副広域連合長	大 江 和 彦	隠岐島前病院事務部長	中 尾 清 司
同	坂 栄 一 秀	隠岐病院事務部長	山 崎 章
同	平 木 伴 佳	同 総務課長	原 幸 一
同	曳 野 晃 夫	同 医事経営課長	佐々木 朋 哉
同	川 崎 康 久	診療所事務長	野 津 晶
事務局長	齋 賀 光 成	消防長	田 中 勤
総務課長	和 田 哲 也	消防総務課長	渡 邊 秀 幸

5. 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 藤 野 則 子 書記 高 井 美 雪

議事の経過

○議長（仲吉 正）

皆様おはようございます。昨日から引き続きよろしく願いいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

（開議宣告10時00分）

本日の議事日程はお手元に配付した通りでございます。

日程第1. 委員長報告

日程第1. 「委員長報告」を行います。

各常任委員会に付託いたしました、認定第1号「令和6年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第11号「令和6年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの11案件を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件につきまして、所管の委員会における審査の経過及び結果等に

ついて、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務消防常任委員長「6番・石橋良行」議員。

○6番（石橋 良行）

付託されました、総務消防常任委員会の報告をいたします。

隠岐広域連合議会議長、仲吉正様、総務消防常任委員会の報告をいたします。

本定例会で付託されました、認定第1号「令和6年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」、認定第11号「令和6年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」の2件について、審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、会期中の9月8日に開催し、慎重に審議を行いました。審議の結果、すべての案件について、全会一致で認定すべしとしたところであります。付議事件の審査の中で特に議論の多かった意見については、次の通りです。

1点、一般会計においては、隠岐航路の現状を踏まえ、通常3隻運航ができる人材確保について、隠岐汽船株式会社と十分に協議をしていくよう指摘しました。また、現状の取り組みや進展については、タイムリーに島民に広報をすることに努めるよう要望しました。

2点目、一般会計における「しらしま」後継船の建造については、隠岐らしさが表現されたデザインを念頭に、内装等を検討されるよう要望しました。

3点目、消防事業特別会計については、決算審査における審査委員からの指摘事項を踏まえ、島前島後間で勤務地の移動のある職場ゆえ、人材確保、または人材流出を防ぐためにも働きやすい環境づくりに努めるよう要望しました。

以上報告します。令和7年9月9日、総務常任委員会委員長、石橋良行、以上です。

○議長（仲吉 正）

次に、医療介護常任委員長「1番・川本息生」議員。

○1番（川本 息生）

医療介護常任委員会の委員長報告を行います。

隠岐広域連合議会議長、仲吉正様、医療介護常任委員会の報告をします。

本定例会で付託されました、認定第2号「令和6年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」から、認定第10号「令和6年度久見へき地診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの9案件について、審査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は、会期中の9月8日に開催し、慎重に審議を行いました。審議の結果、すべての案件について、全会一致で認定すべしとしたところであります。付議案件の審査の中で特に議論の多かった意見等は次のとおりです。

医療介護の現場における人材確保対策の取り組みを継続し提供体制の維持に努めるよう要望しました。

両病院において、収支改善に取り組み、健全な経営に努めるよう要望しました。

一般質問において、隠岐島前病院の移転新築について触れられていましたが、西ノ島総合福

社施設体制整備基本構想の策定にあたり、策定委員会において、隠岐島前病院の施設整備について議論がされたものの、現時点において、移転新築について本格的な議論が行われているものではないことを共有していただくよう確認しました。

以上報告いたします。令和7年度9月9日、医療介護常任委員会委員長、川本息生。

○議長（仲吉 正）

以上で「委員長報告」を終わります。

日程第2. 討論

日程第2. これより「討論」を行います。

認定第1号「令和6年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、議第57号「令和7年度消防事業特別会計補正予算（第2号）」までの25案件を、一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。ございませんか。

（「なし」の声あり）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

（「なし」の声あり）

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日程第3. 採決

日程第3. これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

始めに、認定第1号「令和6年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第11号「令和6年度消防事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの11案件について採決をいたします。

本案は、原案のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって、認定第1号「令和6年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第11号「令和6年度消防事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの11案件については、原案のとおり認定されました。

次に、議第45号「職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」及び議第46号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の2案件について採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって、議第 45 号「職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」及び議第 46 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の 2 案件については、原案のとおり可決されました。

次に、議第 47 号「令和 7 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」から、議第 57 号「令和 7 年度消防事業特別会計補正予算（第 2 号）」までの 11 案件について採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって、議第 47 号「令和 7 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」から、議第 57 号「令和 7 年度消防事業特別会計補正予算（第 2 号）」までの 11 案件については原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終わります。

日程第 4. 閉会中の継続審査

日程第 4.「閉会中の継続審査」についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、審査を終えることの出来なかった事件及び調査を要する事項について、隠岐広域連合議会会議規則第 75 条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

申し出の内容は、お手元に配布の別紙 5「閉会中の継続審査（調査）申出一覧表」のとおりであります。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「閉会中の継続審査」の件を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

（本会議閉議宣告 10 時 12 分）

○番外（池田広域連合長）

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、認定案件 11 件、報告案件 1 件、条例改正 2 件、補正予算 11 件の 25 案件を上程させていただきましたが、原案通り可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

引き続き、隠岐広域連合の果たすべき役割をしっかりと認識し、職員と一丸となり、誠心誠意、努力して参る所存でございます。

仲吉議長様をはじめ、議員各位の、引き続きのお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、閉会御礼のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長（仲吉 正）

閉会にあたりまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、昨日から、慎重審議をいただき、適切な議決を賜り、誠にありがとうございました。

速やかな議事進行にご協力をいただきましたことを、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

これから構成団体の定例会も始まります。なおまだ残暑の厳しい折でございますが、議員の皆様、そして執行部の皆様方におかれましては、健康に十分に留意され、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、私の閉会の挨拶といたします。本日はこれをもちまして散会いたします。

令和7第3回隠岐広域連合議会定例会を閉会いたします。

（本会議閉会宣告 10時15分）